

日本教育学院高等学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法の定めに従い、中学校教育の基礎の上に、心身の発達に応じて通信による高等学校普通教育を施すことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、日本教育学院高等学校という。

(位置)

第3条 本校は、奈良県宇陀市大宇陀上片岡 194 番地の 6 に置く。

(課程、学科、収容定員及び修業年限)

第4条 本校の課程、学科、収容定員、修業年限は、次表のとおりとする。

課 程	学 科	収容定員 (人)	修業年限
通信制 (単位制)	普通科	4 6 5	3 年以上

第2章 学期及び休業日

(学年及び学期)

第5条 本校は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、通信制単位制のため休業日はもうけない。

第3章 教育課程、学習指導、学習の評価及び卒業等

(教育課程)

第7条 本校の教育課程は、学習指導要領の定める基準により、校長が編成する。

(学習指導)

第8条 本校の学習指導は、校長が編成する教育課程に基づき、教科用図書、通信教育用学習図書、その他の教材の使用による学習並びに添削指導、面接指導、試験等の方法により行うものとする。

- 2 同時履修単位数の限度、科目別履修期間、放送の利用については、校長が定める。
- ・同時履修単位数の限度一年間最低 8 単位以上履修で上限なし
 - ・科目別履修期間一学年・半期（前期/後期）履修とする
 - ・放送の利用について一文部科学省学習指導要録総則
ラジオ・テレビ放送その他の多彩なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の免除（第 1 章第 7 款の 4）の定めによるものとする。

（学校外における学修及び単位認定）

第 9 条 校長は、教育基本法及び学校教育法並びに高等学校学習指導要領の示すところに従い、地域や学校の実態を十分考慮して、学校外における学修及び単位認定を定めることができる。

- （1） 海外留学に関する学修
- （2） 学校間連携による学修
- （3） 大学、高等専門学校又は専修学校等における学修
- （4） 技能審査による学修
- （5） ボランティア活動等の学修
- （6） 高等学校卒業程度認定試験の合格による学修
- （7） 別科において習得した科目による学修
- （8） 技能連携による学修
- （9） 併修による学修

（学校設定科目及び学校設定教科）

第 10 条 校長は、教育基本法及び学校教育法並びに高等学校学習指導要領等の示すところに従い、地域や学校及び生徒の実態を十分考慮し、学校設定科目及び学校設定教科を定めることができる。

（連携措置）

第 11 条 校長は、都道府県教育委員会の指定する技能連携施設（以下「指定技能教育施設」という。）における学習について、連携措置を行うことができる。

（面接等の指導）

第 12 条 生徒は、本校又は本校が指定した協力校、大学・短大、専修学校、指定技能教育施設等、面接指導実施施設において、面接等の指導を受けなければならない。

- 2 本校の面接指導実施施設は以下に掲げるものとする。
- （1） 日本教育学院高等学校大阪南キャンパス
（学校法人岡村学園関西情報工学院専門学校）

大阪府大阪市平野区喜連西4丁目7番15号

課程	学科	収容定員(人)	修業年限
通信制(単位制)	普通科	315	3年以上

(2) 日本教育学院高等学校橿原校(面接指導施設)

奈良県橿原市内膳町2丁目5番21号

課程	学科	収容定員(人)	修業年限
通信制(単位制)	普通科	50	3年以上

(学習の評価)

第13条 学習評価の方法は、レポート、スクーリング、単位認定試験、特別活動等に基づき判定会議の結果、校長が評価する。

(単位の認定)

第14条 校長は、添削指導、面接指導、試験等の成績を総合判定し、単位修得を認定する。

2 校長は、生徒が指定技能教育施設において、連携計画に基づき連携措置に係る科目を学習し、その成果を試験等の成績で総合判定し、単位修得を認定することができる。

3 校長は、単位修得の認定をした生徒に、単位修得証を交付することができる。

(卒業の認定)

第15条 校長は、卒業に必要な本校所定の全課程を修了したと認めた者について、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

第4章 入学、留学、休学、退学、及び転学

(入学資格及び入学時期)

第16条 本校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者とする。

(1) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

(2) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(3) 学校教育法施行規則第95条第3号の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者として文部科学大臣が指定した者

(4) その他、校長が中学校の課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者

2 入学の時期は、毎年4月と10月とする。なお、編入・転入による随時入学は、第23条による。

(教育を行う区域)

第17条 通信教育は、奈良県、大阪府、兵庫県、三重県、京都府、滋賀県および和歌山県に住所を有する者に対して行うものとする。

(生徒募集の公告)

第18条 生徒募集に関して必要な事項については、校長が定め、これを告示する。

(出願手続)

第19条 入学志願者は、所定の入学願書に入学志願調査書及び別表の入学検定料を添え、願い出なければならない。

(入学者の選抜及び入学許可)

第20条 校長は、入学志願者に対し、入学者の選抜を行う。

2 前項の規定による選抜は、調査書その他必要な書類等を資料として行う。

第21条 校長は、前条に規定する入学者選抜の結果、適当と認められる入学志願者に対し、入学を許可する。

(入学手続)

第22条 入学を許可された者は、所定の時期までに、保護者及び保証人と連署した誓約書並びに本人及び保護者の住民票を添えて校長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、満20才を越えた者は、保証人及び本入とする。

3 前項に定める手続きが、所定の時期までに行われなときは、入学の許可を取り消すことができる。

(編入学及び転入学)

第23条 校長は、本校に編入学又は転入学を希望する生徒がある場合は、その事情及び学力を審査した上で、これを許可することができる。

(保護者及び保証人)

第24条 保護者は、生徒の一身上の責任を負う者とし、常に学校の行う教育活動に協力しなければならない。

2 保証人は、保護者に事故あるときは保護者に代わり、前項に規定する責務を果たさなければならない。

第25条 校長は、保証人を不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

第26条 保護者又は保証人に変更があった場合は、生徒は速やかに校長に変更の届け出を行い、かつ改めて誓約書を提出しなければならない。

2 保護者又は保証人が、転籍、転居、氏名変更又は改印したときは、生徒は速やかに校長に届出なければならない。

(留学)

第27条 生徒が外国の高等学校へ留学しようとする場合は、校長に留学を願い出ることができる。

2 校長は、前項の願い出が教育上有益と認められるときは、1年以内の期間で留学を許可することができる。

3 その他留学に関する規定については、別に定める。

(休学)

第28条 生徒が、病気その他やむを得ない理由のため3カ月以上出席することができない場合は、その事由を具し、保護者（やむを得ない場合は、保証人）と連署の上、校長に休学を願い出ることができる。ただし、病気による場合、医師の診断書を添えるものとする。

2 校長は、前項の願い出が正当なものと認められるときは、2年以内の期間で、休学を許可することができる。

(復学)

第29条 休学中の生徒が、休学期間内に復学しようとするときは、その理由を具し、保護者（やむを得ない場合は、保証人）と連署して、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

ただし、病気による休学の場合は、医師の診断書を添えるものとする。

(退学)

第30条 生徒は、退学するときには、校長の許可を受けなければならない。

(転学)

第31条 生徒が他の高等学校に転学しようとするときは、事由を具し、保護者及び保証人と連署のうえ、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 その他転学に関する規定については、下記に定める。

- ・学費未納の場合は転学できない
- ・転学時の単位認定は判定会議のあとでなければならない

- ・転学先の重複はできない

(在籍)

第32条 在籍期間については、6年間とする。

(出校停止)

第33条 校長は、面接指導、学校行事等の実施にあたり、法定伝染病にかかった者に対し出校停止を命ずることができる。

第5章 生徒納付金等

(生徒納付金)

第34条 本校の入学金、授業料及び諸経費等は、別表のとおりとする。

- 2 授業料及び諸経費は、本校に在籍する間は、年度の始めに年度分の前納、もしくは、前期・後期ごとに、各期分を前納しなければならない。
- 3 既納の生徒納付金は返還しない。ただし特別の事情があると校長が認めたときは、全部又は一部を返還することができる。

(生徒納付金の免除)

第35条 校長は、生徒に特別な事情があるときは、内規で定めるところにより、授業料及び諸経費の全部又は一部の納入を免除することができる。

(滞納)

第36条 校長は、生徒が正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わず、授業料を3カ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないと認めた時は、その生徒を本校の学籍から除籍することができる。

(物品の弁償)

第37条 校長は、生徒が、本校、協力校及び面接指導実施施設の校舎若しくは校有物品を損傷又は紛失した場合には、その情状により、その全部若しくは一部を弁償させることができる。

第6章 賞罰

(表彰)

第38条 校長は、学業、人物、その他に優れ、他の模範と認められる生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第39条 校長及び職員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対し懲戒を加えることができる。

- 2 生徒に対して行う懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。
- 3 前項に規定する退学の処分は、次の各号に該当する生徒に対して行うことができる。
 - (1) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなく、学習指導に定める科目の履修が常でない者
 - (3) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第7章 職員組織

(職員)

第40条 本校には、校長、副校長、教頭、教諭、事務長及び事務職員を適宜置く。

- 2 本校には、前項に掲げる職員のほかに、必要な職員を置くことができる。

第8章 補則

(委任)

第41条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

付則

- 1 この学則は、平成27年3月31日から施行する。
- 2 この学則は、平成29年12月14日から施行する。

(学則第34条に関する別表)

日本教育学院高等学校 生徒納付金

(円)

項目	金額	備考
入学検定料	10,000	
入学金	10,000	
授業料	1単位 8,500	年度当初全納、事情により分割可。 1年次は26単位、2年次以降は、個人によって異なる。 卒業必要修得単位数は、74単位以上。
施設整備費	60,000	年額
教育運営費	20,000	年額
教育充実費	60,000	年額